平成２３年（フ）第２３３号
福井県勝山市滝波町５丁目903番地
債務者　北川　一彦
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野条　泰永
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
福井市新保町第38号26番地２
債務者　徳山　幹也
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　賢正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８３号
福島県大沼郡三島町大字浅岐字西居平489番地、前住所群馬県伊勢崎市安堀町1208番地１渡辺住宅12
債務者　角田　正義
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第９７３号
埼玉県川口市安行出羽１丁目５番10号　ジェミニB101号
債務者　宍戸　輝彦
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６５５号
千葉市中央区新千葉２丁目６番15号　大国屋マンション508号
債務者　手塚　健雄
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９０号
静岡県伊東市八幡野1267番地の４
債務者　土屋　正英
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
静岡県伊東市玖須美元和田726番地の204
債務者　三島　結子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
静岡県三島市南二日町21番12号　市営南二日町住宅Ｂ―402
債務者　島田　絹代
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５９号
愛知県瀬戸市見付町60番地の１　ミレニアム・サンＥ102
債務者　葛西　　威
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０７号
愛知県豊田市柿本町２丁目７番地２　オーケーズ豊田西105号、前住所愛知県豊田市宝町津花37番地４
債務者　荒木佐枝子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
愛知県高浜市清水町６丁目２番地68
債務者　エステティックサロンティアラこと柴田いずみ
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
岡山県総社市中央６丁目９番地113　パナハイツ総社Ｉ棟101号
債務者　眞治　正彦
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
岡山県倉敷市徳芳219番地１
債務者　髙橋　伸介
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
岡山県倉敷市中庄628番地９
債務者　甲斐　和広
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
岡山県倉敷市中庄628番地９
債務者　甲斐美千加
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
岡山県倉敷市玉島柏島5013番地２　事業団宿舎２―108
債務者　宮下ふさ江
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
岡山県浅口市金光町占見38番地
債務者　中務　一郎
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係